

安全重点施策（令和5年度）

1 輸送の安全確保のため、輸送施設の点検整備を適正に実施し、人的要因に起因する輸送の中止や遅延をゼロにする。

- ・ 船舶職員は、輸送施設点検整備表に基づき、船舶及び各施設について、毎日2回以上点検を実施すること。但し、始発時の発航前点検は必ず実施すること。また、異常のある場所を発見したときは、直ちに運航管理者に報告するとともに、修復整備の措置を講じること。
- ・ 運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、その検査結果を確認すること。
- ・ 船舶職員は、維持管理作業中においても全職員が時間管理を徹底し、機関トラブル等の発生時においても着実な対応を行い定時運航に努めること。

2 安全に関する教育、訓練、点検を確実に実施し、輸送の安全を確保する。

- ・ 安全統括管理者及び運航管理者は、船舶職員及び内部監査を担当する者に対し、安全管理規程及び大阪市建設局河川・渡船管理事務所運送約款等のほか、関係法令、その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項についての教育を実施し、安全意識向上に努めること。
- ・ 安全統括管理者及び運航管理者は、渡船場でのリスクアセスメントやヒヤリハット情報を収集し、機関会議（事務所主任会議等）において対策を議論し全職員が情報共有できるように周知すること。また職場安全衛生委員会による職場巡視を定期的に行う。
- ・ 船舶職員は、発航前点検として体調管理を徹底し、アルコール検査により酒気帯びが確認された場合、又は体調不良で正常な業務ができないおそれがある場合には、緊急応援体制により運航要員を確保すること。
- ・ 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び防災対策を含む）及び運航基準図を河川・渡船管理事務所、船舶並びに各渡船場等、必要と認められる場所に容易に閲覧できるよう備え付けるとともにモニタリングを行い定期的に見直すこと。船舶職員は、適宜それらを閲覧し、安全最優先の意識向上に努めること。
- ・ 安全統括管理者及び運航管理者は、経営トップの支援を得て、春季及び秋季船舶総合訓練の際に事故処理及び海難その他事故例に関する訓練を実施し、その効果の把握、検証を行うこと。
- ・ 各渡船場の運航管理補助者は、渡船場の実態に応じた訓練及び安全管理規程等の安全運航に関する習熟教育を年2回以上実施し安全意識の向上に努めること。

3 安全重点施策を適正かつ確実に実施するため、責任者を置き強化する。

- ・ 渡船運航業務を統括し、渡船の安全運航及び安全衛生管理を掌握する技能統括主任を、安全重点施策実行責任者として置き、徹底すること
- ・ 落合上、落合下渡船場においては、輸送の安全を確保し、業務を適正かつ円滑に遂行するため、受託事業者にも業務責任者を置き、徹底すること。